

2020年度 葛飾区立日光林間学園のご利用について

葛飾区立日光林間学園は、葛飾区の郊外施設として設置された施設で、普段は葛飾区の小学生の移動教室として活用されていますが、週末やゴールデンウィーク、夏休み、年末年始など、空き室がある場合は、一般の方々も指定宿泊施設として利用していただけます。

◆補助対象者 会員本人（同行のご家族は対象外となります。）

◆利用補助額 年間2泊に限り1泊2,000円の補助（特定宿泊施設の利用も含む。）

◆利用方法 ①日光林間学園のホームページで空き室を確認し、電話で下記の項目を告げ、予約します。（メール・FAXでのお申し込みの方は、備考欄に共済会会員と記入してください。）

・葛飾区中小企業勤労者福利共済会の会員であること

・会員番号、会員氏名、住所、電話番号、利用日、利用人数

*会員本人で、身体障害者手帳などをお持ちの方は、利用料金が半額になりますので、予約の際にお申し出ください。

②宿泊料金の確認をします。

③予約が取れたら、区役所2階の近畿日本ツーリスト葛飾区役所旅行コーナーへ会員証を持参し、「利用補助券」の交付を受けます。

*利用補助券は、郵送でも請求できます。共済会ホームページより指定のFAX用紙「宿泊施設利用補助券郵送申込書」をダウンロードしてお申し込みください。

*身体障害者手帳などをお持ちの方は、手続きの際に持参してください。

④チェックイン時に、フロントへ「日光林間学園使用承認書」と「ご宿泊カード」と一緒に、「利用補助券」を提出してください。

⑤チェックアウトの際、宿泊料金から1泊2,000円（身体障害者手帳などをお持ちの方は、補助額が異なります）を差し引いた料金をお支払いください。

*身体障害者手帳など、利用料金が半額になるものにつきましては、日光林間学園のホームページ「ご利用申込み」をご覧ください。